

## 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施要領

### 1 目的

令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)に基づき、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定。以下「大綱」という。)を策定し、大綱において、「改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する」とされている。

地域の実情に応じた具体的な施策を講じるに当たっては、地域の住民に身近な市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。)が、都道府県と連携しつつ、積極的な役割を果たす必要がある。また、都道府県は、広域調整、市町村の後方支援、取りまとめの役割を果たす必要がある。

また、政府は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍社会国民会議決定)において、「子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化」として、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等の子供に対する学習支援や居場所づくりなどの支援を取りまとめた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)の実効性を高めるため、地方自治体を通じた支援を行うこととされている。

さらに、政府は、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」(令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定)において、「NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等」として、地域子供の未来応援交付金(子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業)について、時限的に、地方自治体等が、子供の居場所づくり(子ども食堂や学習支援等)をNPO法人等へ委託した場合に国の補助率を1/2から3/4へ引き上げることとされている。

本事業は、大綱等の実効性を高めるため、各地方自治体において、地域の実情を

踏まえ、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らし、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立（地域ネットワーク形成）する取組を支援することを目的とする。

## 2 事業構成及び事業内容

大綱等の実効性を高めるため、都道府県及び市町村が地域における総合的な支援体制を確立するため、別記に掲げる子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（以下「ネットワーク事業」という。）を実施するものとする。

## 3 実施主体

(1) 実施主体は、都道府県又は市町村とし、その責任の下にネットワーク事業を実施するものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じ、当該都道府県又は市町村が適切と認める法人又は法人以外の団体に事業の実施を委託することができる。この場合において、委託を行う都道府県又は市町村は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも都道府県又は市町村であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

(3) 都道府県又は市町村は、委託契約を締結するに当たっては、当該都道府県又は市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これにより難しい場合であっても、各都道府県又は市町村の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

## 4 実施方法

(1) ネットワーク事業は、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

### (2) 事業計画

ア 都道府県は、自らが実施するネットワーク事業を示した事業計画（以下「都道府県事業計画」という。）を策定し、内閣府に提出するものとする。

イ 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。ウにおいて同じ。）は、ネットワーク事業を実施するに当たり、実施するネットワーク事業を示した事業計画（以下「市町村事業計画」という。）を策定し、都道府県に提出するものとする。指定

都市は、自らが実施するネットワーク事業を示した事業計画を内閣府に提出するものとする。

ウ 都道府県は、提出された市町村事業計画について、必要な調整を行い、取りまとめた上で、総括表を策定し、管内の市町村事業計画を添付して内閣府に提出するものとする。

エ 内閣府は、提出された都道府県事業計画及び市町村事業計画について、地域子供の未来応援交付金交付要綱（平成 28 年 2 月 9 日内閣総理大臣決定。以下「交付要綱」という。）や本要領等に反する場合は、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

注）都道府県事業計画は交付要綱の別紙様式第 1 の添付様式により、市町村事業計画は同別紙様式第 2 の添付様式により、総括表は同別紙様式第 3 の添付様式によりそれぞれ作成すること。

## 5 事業実施期間

ネットワーク事業は、交付決定年度末までに事業を完了することとする。ただし、本事業の翌年度への繰越が認められた場合は、翌年度末までに完了することとする。

## 6 事業実施に当たっての留意点

(1) ネットワーク事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 当該事業の対象経費についての留意点は、次のとおりである。

ア 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、事業の実施に係る関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。

イ 都道府県事務について、関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。

## 7 事業の検査等

(1) 内閣総理大臣は、事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県及び市町村に報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 内閣総理大臣は、(1)の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、交付要綱又は本要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県又は市町村に対して、事業の中止、変更又は適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

## 8 事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 7(2)により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他適切と認められない場合

### 附 則

この実施要領は、平成28年2月9日から施行する。

### 附 則

この実施要領の一部改正は、平成28年9月8日から施行する。

### 附 則

この実施要領の一部改正は、平成30年2月1日から施行する。

この要領の施行前に、改正前の地域子供の未来応援交付金交付要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

### 附 則

この実施要領の一部改正は、平成31年2月7日から施行する。

この要領の施行前に、改正前の地域子供の未来応援交付金交付要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

### 附 則

この実施要領の一部改正は、令和2年3月5日から施行する。

この要領の施行前に、改正前の地域子供の未来応援交付金交付要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

### 附 則

この実施要領の一部改正は、令和3年3月4日から施行する。

### 附 則

この実施要領の一部改正は、令和3年3月26日から施行する。

この要領の施行前に、改正前の地域子供の未来応援交付金交付要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

## 別記 事業構成及び事業内容

### 第1 事業構成及び実施主体

ネットワーク事業の構成は、以下のとおりとする。都道府県においては、市町村（指定都市を除く。）を実施主体とする事業について、自ら策定する都道府県計画と照らし合わせて管内の市町村と調整しつつ、広域調整、後方支援、取りまとめの役割を果たすこと。

また、当該事業について、内閣府との関係では都道府県が窓口となること。

#### 1 実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握並びに支援体制の整備計画策定

##### (1) 実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握

・実施主体：市町村（特例的に都道府県可）

##### (2) 支援体制の整備計画策定

・実施主体：市町村（特例的に都道府県可）

#### 2 子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備・地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業

・実施主体：市町村、都道府県

### 第2 事業内容

#### 1 実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握並びに支援体制の整備計画策定

##### (1) 実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握（以下「実態調査・分析等」という。）

ア 市町村においては、貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析、支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握を行うこと。

イ 都道府県においては、広域調整、市町村（指定都市を除く。）の後方支援、取りまとめの役割を果たすこと。なお、必要な場合には、都道府県は自ら実施できるものとする。

##### ウ 留意点

(ア) 大綱等を進めるために必要な対象者の把握等を行うことは基本的かつ重要な事項である。そのため、実態調査・分析等を既に実施済みであっても、適宜、更新や補足、見直しを行う場合も含むものとする。

(イ) 実態調査・分析等に当たっては、外部有識者や調査・分析の実績があり、地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得るなど、実態把握を行う上で有効な調査・分析にしていくことを検討するものとする。

(ウ) 市町村（指定都市を除く。）が自ら実施することが困難である場合や広域調整や後方支援等のため必要と認められる場合など、都道府県が自ら事業を実施することが適当と認められるときは、内閣府は、都道府県が自ら実施する理由や実施方法、補助基準額などについて個別協議を受け、特例承認するものとする。

(エ) 地方自治体における実態調査・分析等を促進する観点から、(1)の実態調査・分析等のみを行うことが適当と認められるときは、特例承認として扱う。

(2) 支援体制の整備計画策定（以下「整備計画策定」という。）

ア 市町村においては、子供たちと「支援」を結びつける事業の実施、教育・福祉部門等の関係行政機関と社会福祉協議会、NPO等の民間団体による連携体制の整備を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行うこと。

イ 都道府県においては、広域調整、市町村（指定都市を除く。）の後方支援、取りまとめの役割を果たすこと。なお、必要な場合には、都道府県は自ら事業を実施できるものとする。

ウ 留意点

(ア) 大綱等を進めるために必要な対象者の把握やサービス量の見積もりを行った上で、支援体制の整備計画を策定することは基本的かつ重要な事項である。そのため、実態調査・分析、地域の資源を踏まえた支援体制の整備計画を既に策定済みであっても、適宜、更新や補足、見直しを行う場合も含むものとする。

(イ) 計画の策定に当たっては、子供たちと「支援」を結びつける事業を実際に実施することを通じて連携体制を整備することを念頭に置くこと。その際、行政機関にあっては、関係部局の協議の場を設定し、特に教育委員会・学校と児童福祉部門の実効性のある連携を確保し、また、担い手となっている、若しくは予定である人材・機関（以下「コーディネーター」という。）や先駆的な活動を行っているNPOや社会福祉協議会等の団体を含めた企画会議を行うなど実効性のある計画にしていくことが必要である。

(ウ) (1)の実態調査・分析等を実施した地方自治体に対して補助を行うこと

を前提としているが、実態調査・分析等及び整備計画策定を一体的に行うことも考えられることから、並行して実施することは可能である。

(エ) 実態調査・分析等を行うことなく(2)の整備計画策定を行う場合においては、整備計画策定のための協議会の有無や整備計画策定のための手法等が適当と認められるときは、特例承認として扱う。

(オ) 市町村（指定都市を除く。）が自ら実施することが困難である場合や広域調整や後方支援等のため必要と認められる場合など、都道府県が自ら事業を実施することが適当と認められるときは、内閣府は、都道府県が自ら実施する理由や実施方法、補助基準額などについて個別協議を受け、特例承認するものとする。

## 2 子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備・地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業

(1) 子供たちと「支援」を結びつける事業（以下「子供等支援事業」という。）

ア 市町村においては、大綱等の実効性を高めるため、コーディネーターによる連携事業や居場所づくりに関する事業など、子供たちと「支援」を結びつける事業を実際に実施する過程を通じて、地域における総合的な支援体制を確立するための取組を行う。

イ 都道府県においては、広域調整、市町村（指定都市を除く。）の後方支援、取りまとめの役割を果たすこと。なお、必要な場合には、都道府県は自ら子供等支援事業を実施できるものとする。

### ウ 留意点

(ア) 国民運動の展開に合わせ、地域の資源をいかして、市町村、都道府県が独自に企画し、実施する、その地域において先行的な事業であって、他の地域においても汎用性のある優れたものについても補助を行う。

(イ) 2(2)の連携体制の整備を実施した地方自治体に対して補助を行うことを前提としているが、これを行うことなく2(1)の子供等支援事業を行う場合においては、既存の連携体制の整備状況に鑑みて、事業を実施する具体の理由、事業実施の手法及び事業実施により期待される効果等が適当と認められるときは、特例承認として扱う。

(ウ) 市町村（指定都市を除く。）が自ら実施することが困難である場合や広域調整や後方支援等のため必要と認められる場合など、都道府県が自ら事業を実施することが適当と認められるときは、特例承認として扱う。

(エ) 事業の実施にあたっては、客観的な数値等による成果目標を設定するとともに、事業終了後は事業成果、目標達成の可否を報告するものとする。

(2) 連携体制の整備（以下「体制整備」という。）

ア 市町村においては、大綱等の実効性を高めるため、コーディネーターによる連携事業や居場所づくりに関する事業など、子供たちと「支援」を結びつける事業を実際に実施する過程を通じて、関係行政機関と地域の企業、NPO、自治会、社会福祉協議会等の民間団体による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立するための取組を行う。

イ 都道府県においては、広域調整、市町村（指定都市を除く。）の後方支援、取りまとめの役割を果たすこと。なお、必要な場合には、都道府県は自ら体制整備を実施できるものとする。

ウ 留意点

(ア) 地域における総合的な支援体制を確立するための体制整備については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）のような類似のネットワークの構成機関（メンバー）などを参考にしながら、地域の自治会、町内会、商工会議所（商店街）、NPOの活動家など地域の資源と協力関係を構築した上で子供たちと「支援」を結びつける事業を展開できるよう、具体的な体制整備を行うことが望ましい。また、行政機関内部にあっては、例えば協議会などを設け、教育委員会・学校と児童福祉部門の実効性のある連携を確保できる体制を整備すること。

(イ) 1(1)の実態調査・分析等及び1(2)の整備計画策定を実施した地方自治体に対して補助を行うことを前提としているが、地域ネットワークを活用して実態調査・分析等や整備計画策定を行うことも考えられることから、並行して実施することは可能である。

(ウ) 既存の実態調査・分析等又は整備計画の存在を理由として、1(1)の実態調査・分析等又は(2)の整備計画策定を行うことなく2(2)の体制整備を行う場合においては、その理由や既存の実態調査・分析等又は整備計画の内容等が適当と認められるときは、特例承認として扱う。

さらに、本事業の主眼である地方自治体における体制整備を促進する観点から、実態調査・分析等、整備計画策定を行うことなく2(2)の体制整備を行う場合においては、事業を実施する具体の理由、事業実施の手法及び事業実施により期待される効果等が適当と認められるときは、特例承認とし



て扱う。

(エ) 市町村（指定都市を除く。）が自ら実施することが困難である場合や広域調整や後方支援等のため必要と認められる場合など、都道府県が自ら事業を実施することが適当と認められるときは、特例承認として扱う。

(3) 地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業（以下「研修事業」という。）

ア 地方自治体においては、各地域における支援ネットワーク構築の中核を担うことが求められているコーディネーターの養成や連携支援体制構築の中心的役割を担うことが期待される行政機関関係者、その他の子供の貧困対策に関する支援活動に従事している、または今後、支援活動を予定している者等に対する研修を行う。

#### イ 留意点

(ア) 研修事業は、子供たちと「支援」を直接つなげる事業、関係行政機関と民間団体等との連携体制整備のための事業の核となる人材育成のためのものである。このため、各地域で活動するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育関係者、福祉・児童福祉関係者、社会福祉協議会、NPO法人等のリーダー等を対象とすることが望ましい。また、地域の実情等を踏まえ、行政機関の関係者を対象にすることも可能である。

(イ) 研修事業は、効率性、統一性の観点から都道府県で実施されることを基本とする。ただし、市町村において実施した方が、研修事業が有効的であると認められるときは、市町村においても実施できるものとする。

(ウ) 事業の実施にあたっては、客観的な数値等による成果目標を設定するとともに、事業終了後は事業成果、目標達成の可否を報告するものとする。

3 つながりの場づくり緊急支援事業（以下「緊急支援事業」という。）

(1) 地方自治体においては、コロナ禍の中で子供が社会的孤立等に陥らないよう、次に掲げる子ども食堂や学習支援などの子供の居場所づくりなどに関する事業をNPO等に委託し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業（委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。）を行う。

ア 子ども食堂やフードパントリーなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業

イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業

ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業

エ その他上記に類する事業

(2) 留意点

- ア 緊急支援事業は、その事業の性質上、市町村が中心となって実施し、都道府県においては、広域調整、市町村（指定都市を除く。）の後方支援、取りまとめの役割を果たすことを想定しているが、必要な場合には、都道府県は自ら緊急支援事業を実施できるものとする。
- イ 緊急支援事業の実施にあたっては、客観的な数値等による成果目標を設定するとともに、事業終了後は事業成果、目標達成の可否を報告するものとする。
- ウ 緊急支援事業は、「1 実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握並びに支援体制の整備計画策定」及び「2 子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備・地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業」とは別に申請するものとする。